

岩手県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 麻侑彩	奥州市江刺区愛宕字前中野88番地12号	スマイル桜木指定訪問介護事業所	奥州市江刺区愛宕字前中野100番地9	平成21年11月15日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 航和	岩手郡雫石町万田渡101番地21	ななかまど通所介護事業所	岩手郡雫石町上町東11番地5	平成25年8月31日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 航和	岩手郡雫石町万田渡101番地21	ななかまど通所介護事業所	岩手郡雫石町上町東11番地5	平成25年8月31日